

「食品安全関係府省緊急時対応マニュアル(仮称)」(案)の位置付け

< 食品安全基本法 >

第21条第1項 「政府は第11条から前条までの規定により講じられる措置につき、それらの実施に関する基本的事項(以下「基本的事項」という。)を定めなければならない。

< 基本的事項 ~ 食品安全基本法第14条関連 ~ >

○ 緊急の事態への対処に関する体制の整備その他の必要な措置の実施に関する基本的事項

・ 基本的考え方

・ 緊急時の情報連絡体制

・ 緊急時対応の方法及び緊急時対応マニュアルの作成

・ 緊急対策本部の設置等

< 食品安全関係府省緊急時対応マニュアル(仮称)(案) >

→ 食品安全委員会とリスク管理機関が連携して策定する、緊急事態等が発生した場合における国の対処の在り方等に関するマニュアル

< 関係府省における現状マニュアル等 >

→ 食品安全委員会及びリスク管理機関が、個々に定める緊急時対応に関するマニュアル

< 食品安全委員会 >
食品安全委員会緊急時対応基本指針(案)

< 厚生労働省 >
厚生労働省健康危機管理基本指針

< 農林水産省 >
農林水産省食品安全緊急時対応基本指針

食品安全基本法 （抜すい）

（平成十五年五月二十三日法律第四十八号）

最終改正 平成十五年六月十一日法律第七十四号

（緊急の事態への対処等に関する体制の整備等）

第十四条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、食品を摂取することにより人の健康に係る重大な被害が生ずることを防止するため、当該被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止に関する体制の整備その他の必要な措置が講じられなければならない。

第二十一条 政府は、第十一条から前条までの規定により講じられる措置につき、それらの実施に関する基本的事項（以下「基本的事項」という。）を定めなければならない。

- 2 内閣総理大臣は、食品安全委員会の意見を聴いて、基本的事項の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 3 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本的事項を公表しなければならない。
- 4 前二項の規定は、基本的事項の変更について準用する。

食品安全基本法第 2 1 条第 1 項に規定する基本的事項（抜すい）

平成 1 6 年 1 月 1 6 日 閣議決定

第 4 緊急の事態への対処等に関する体制の整備等（法第 1 4 条関係）

1 基本的考え方

食品の摂取を通じた人の健康に係る重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがある緊急の事態（以下「緊急事態」という。）への対処に当たっては、国民の健康への悪影響を未然に防止することが最も重要であるという認識の下に、委員会及びリスク管理機関の相互間における十分な連絡及び連携を図りつつ、いわゆる「農場から食卓まで」のフードチェーンを通じ、人の健康に係る重大な被害の発生に関する情報の収集及び状況の把握を行う。

また、緊急事態が発生した場合には、消費者、食品関連事業者等に対し、適切かつ迅速に情報を提供するように努める。

2 緊急時の情報連絡体制

緊急事態の発生に備えて、平時から、都道府県、保健所、関係団体等を通じ、食品事故の発生等の危害情報の収集、整理及び活用を図るための体制を整備するほか、緊急事態として委員会及びリスク管理機関の相互間における通報を要する場合を明確にするとともに、そのルートの確立を図る。

3 緊急対策本部の設置等

食品安全担当大臣（内閣府設置法（平成 1 1 年法律第 8 9 号）第 4 条第 1 項第 1 6 号及び同条第 3 項第 2 7 号の 2 に掲げる事務を掌理する職で国務大臣をもって充てられるものをいう。）は、緊急事態の発生に際し、政府全体として総合的に対処する必要があると認める場合には、関係各大臣との協議を行い、必要に応じ、緊急対策本部を適切に設置する。

また、委員会及びリスク管理機関は、緊急事態に対応するために必要な組織体制の整備を図る。

4 緊急時対応の方法及び緊急時対応マニュアルの作成

緊急事態の発生に備えて、委員会及びリスク管理機関は、相互に連携して、緊急時における国の対処の在り方等に関するマニュアル（以下「緊急時対応マニュアル」という。）を作成し、公表するとともに、主要な危害要因等については、個別に、緊急時対応マニュアルを作成し、公表する。

食品安全委員会とリスク管理機関との連携・政策調整の強化について（抜すい）

平成１６年２月１８日 関係府省申合せ

４ 緊急の事態への対処

- (1) 基本的事項第４の３の緊急対策本部の設置については、基本的事項第４の４の緊急時対応マニュアルにおいて定めること。
- (2) 基本的事項第４の３の緊急対策本部が設置される場合には、委員会事務局がリスク管理機関の協力の下に、その事務局を担うこと。
- (3) 基本的事項第４の４の緊急時対応マニュアルは、委員会がその原案を作成した上で、委員会及びリスク管理機関が相互に連携して策定すること。

５ 会議の開催

基本的事項第５の１(４)の関係府省連絡会議として、次に掲げる会議を開催すること。

(1) 食品安全行政に関する関係府省連絡会議

食品安全基本法に基づき、関係府省間の密接な連携の下、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進するため、「食品安全行政に関する関係府省連絡会議」（以下「連絡会議」という。）を設置する。

連絡会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

内閣府食品安全委員会事務局長（議長）
厚生労働省医薬食品局食品安全部長
農林水産省消費・安全局長
環境省環境管理局水環境部長

連絡会議の下に、幹事会を置く。幹事会の構成員は、関係府省の職員で連絡会議の指名する官職にある者とする。

議長は、必要に応じ、構成員以外の関係府省の職員その他関係者の出席を求めることができる。

連絡会議の庶務は、内閣府食品安全委員会事務局において処理する。

前各号に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、連絡会議が定める。